

一般廃棄物収集運搬業許可証

寒川町指令環第47号

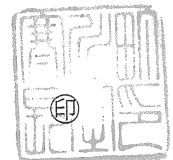
住 所 川崎市川崎区鋼管通2-2-2
氏 名 日本ダスト株式会社
代表取締役 吉野 建介
電話 (044) 333-9458

平成22年6月18日に申請のあった一般廃棄物処理業 については、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次の
とおり許可する。

営業の種別	一般廃棄物処理業（収集・運搬）
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（ごみ）
営業所の所在地及び名称	寒川町一之宮4-9-76 日本ダスト株式会社
営業区域 対象事業所	寒川町内 東京応化工業株式会社 他
営業許可期間	平成22年7月1日 から 平成24年6月30日 まで
条 件	裏面のとおり

平成22年 7月 1日

寒川町長 山 上 貞 夫



許 可 条 件

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、寒川町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年条例第1号）及びつぎの事項に従い、その業務を自らの責任において適正に執行すること。
 2. 事業計画書に基づく事業者から排出される一般廃棄物のみ溶融処分を認める。
 3. 法第7条の2第1項の規定による事業範囲を変更するときは、あらかじめ許可を受けなければならない。
 4. 法第7条の2第3項の規定による事項を変更するときは、変更届を出さなければならない
- この写しは証明に用いることはできません**
5. その他の申請書記載事項に変更があった場合は、すみやかに報告すること。
 6. 一般廃棄物の業務に関する帳簿を備え、処理について環境省令で定める事項を記載し保存すること。
 7. 前月分の処分の実績を翌月10日までに報告すること。